

**令和6年度福祉職場インターンシップ事業
受入協力施設募集要領**

1. 事業名

福祉職場インターンシップ事業

2. 実施内容

福祉職場インターンシップ事業は、福祉職場でのインターンシップ体験を通じて、福祉職場の仕事を知る機会を提供し、福祉職場で働くことのイメージづくりや福祉業界への関心・就労意欲を高めることを目的として実施します。そこで、当該事業を実施するにあたり、福祉職場のインターンシップの機会を提供していただける受入協力施設の募集を行います。

3. 実施スケジュール（予定）

～4月29日（月）	受入協力施設の募集
5月下旬～11月中旬	インターンシップ生の募集
5月下旬～11月中旬（随時）	受入施設の決定

4. 受入協力施設の要件

岡山県内で下記（1）および（2）の条件を全て満たしていること。

（1）対象施設

- 岡山県社会福祉協議会の会員である障害分野、高齢分野、児童分野、保育分野の施設・事業所。

（2）条件

- 開設後1年以上経過していること。
- インターンシップ実施にあたり、インターンシッププログラムを作成すること。
(インターンシップは就業体験であり、労働ではありません。そのため、事前にプログラムを作成することは、受入施設の必須事項であることをご了承ください。)
- インターンシップ生に対する指導者として、担当職員を選任すること。担当職員はインターンシップ期間中、常にインターンシップ生と共に行動すること。
- インターンシップ生が行う就業体験は、原則として利用者への身体に触れない業務とすること。ただし、利用者への身体に直接触れる業務を行う場合には、施設職員が適切に指導・管理すること。
- インターンシップ生に怪我の危険性がある業務には就かせないこと。
- インターンシップ生に金品・金銭の取扱いをさせないこと。
- インターンシップ生から取得した個人情報は本事業以外には利用しないこと。

5. インターンシップ対象者

岡山県内に在住または在学中の高校生、大学生、社会人 100名

(※参加は1人2回（別事業所に限る）まで)

6. 事業内容

(1) 実施期間（インターンシップ受入期間）

令和6年7月20日から12月の全日

※参加者が希望する日程で1～3日間実施。必ずしも連続した日程でなくても可とするが、月をまたいでの調整は行いません。

(2) 実施方法

- ・インターンシップ生の受入協力施設は、事業所の紹介となる写真1枚と「インターンシップ受入承諾書（様式1）」、受入可能施設・時期等に関する「インターンシップ受入事業所情報（様式2）」を一括して福祉人材センターへメールにて提出してください。
- ・福祉人材センターは、受入協力施設からの申し込みを受けて、申し込み施設が受入協力施設としての要件に適合していることを確認した上で、福祉職場インターンシップに関する説明資料を5月中旬頃に送付しますので、福祉人材センターが実施するインターンシップ事業の留意点等を確認してください。
- ・インターンシップ希望者からの申込受付後、受入協力施設とインターンシップ希望者とのマッチングを行います。
- ・受入施設は、インターンシップ実施後、インターンシップ実施報告書を提出していただきます。

(3) 受入日数

インターンシップ生1名につき、1日～3日（※参加者に選択していただきます。）

(4) 受入時間

日勤時間帯の中で、開始時刻及び終了時刻は受入施設が決めた時間とします。

(5) インターンシップ受入経費

インターンシップ実施後、インターンシップ生1名につき、1日4,000円（予定）を受入施設に対して支払います。

※実施報告書が提出された後、指定口座へ振り込みます。

(6) インターンシップに伴う事故等への対応

本会では、インターンシップ生による過失、インターンシップ生の怪我等に備えるため、下記保険（予定）に加入します。実際に問題（事故）が起こった場合は、適切な対応を行うと共に、ただちに本会までご連絡ください。

【加入保険（予定）】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

ボランティア行事用保険（傷害保険、賠償責任保険）

＜ケガの補償の概要＞

参加者が行事中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合や食中毒により身体に障害を負われた場合に備えたもの。

＜賠償責任の補償の概要＞

インターンシップ生が行ったインターン活動に起因して、主催者が行事開催中の事故により、他人にケガを負わせたり、他人の物をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合に備えたもの。

(7) 個人情報の取扱いについて

- ・本事業における個人情報の取扱いは、受入施設の個人情報保護規程に基づき、適正に管理してください。
- ・インターンシップ生がインターンシップ実施期間中に知り得た情報の取扱いについては、受入施設が求める誓約書等により手続きを行ってください。

(8) その他

- ・受入施設は、インターンシップ生の評価はしないでください。就職活動の一環ではありません。
- ・受入施設は、天災や行事等やむを得ない事情により、インターンシップ実施決定日に受入ができなかった場合、速やかに福祉人材センターに連絡をしてください。
- ・受入施設はインターンシップ生に対して細菌検査を求める場合は、福祉人材センターと調整してください。
- ・インターンシップ生の服装や態度が就業体験するにあたり、ふさわしくないと疑われる場合、受入施設は福祉人材センターとの協議のうえ、体験を中断させることができます。

7. 受入協力手続

(1) 募集期間

令和6年4月8日(月)～4月29日(月)

※募集期間を過ぎての応募につきましては、人材センターまでご相談ください。

(2) 提出書類

- ・インターンシップ受入承諾書(様式1)
- ・インターンシップ受入事業所情報(様式2)

※岡山県福祉人材センターのHPより各様式をダウンロード頂けます。

(3) 書類の提出方法

上記(2)の提出書類を作成の上、下記福祉人材センターあてに提出してください。

(FAX、メール可)

(4) 募集結果の報告

受入協力施設には、5月中旬に福祉職場インターンシップに関する説明資料を送付します。

8. 問合せ・書類提出先

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 福祉支援部(福祉人材センター) 担当:長田

〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内

TEL: 086-226-3507 FAX: 086-801-9190

E-mail: jinzaicenter@fukushiokayama.or.jp